

最大35万円補助！

回 覧



## 下水道接続促進キャンペーン

公共下水道に接続できるようになった(供用開始といいます)区域内にお住まいの方は、くみ取りトイレの場合は**3年以内**に、浄化槽(合併・単独)の場合は**遅滞なく**、**下水道に接続することが義務付けられています**(下水道法第10条, 11条の3)。

供用開始後、区域内の建物が下水道に接続されることにより、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全等が実現されます。供用開始区域内でまだ下水道に接続していない方は、一日でも早い下水道への接続をお願いいたします。接続する際は、下記の補助金をご活用ください。

### <下水道に接続するメリット>

- ① くみ取りや清掃のメンテナンスや法定検査を受ける必要がなくなります。
- ② 浄化槽の維持管理費や電気代などの保守管理費用がなくなります。
- ③ ブロアーのモーター音がなくなります。
- ④ 敷地内の浄化槽設置スペースが不要になります。
- ⑤ 悪臭の発生の心配がなくなります。

## 霞ヶ浦流域限定で接続補助金が拡充されています！

### 【対象となる方】

鹿嶋市下水道供用開始区域内で、下水道に接続する工事を行う**個人(新築を除く)**で、下記の対象要件の全てに該当する方

- ① 鹿嶋市下水処理区域内の建物の所有者、又は占有者
- ② 下水道事業受益者負担金や市税を滞納していない方
- ③ 令和6年3月15日までに実績報告書を提出できる方

### 【補助の内容】

対象者	対象要件	補助金限度額 (工事1件につき)
供用開始3年以内の方	下記に該当しない方	5万円(市の補助)
供用開始4年目以降の方 (供用開始日から3年以内に工事を実施出来なかった特別な事情や相当な理由があった方)(※3)	①放流先が霞ヶ浦流域の方 <b>※裏面に参考地図があります。</b> ②対象者と同一世帯で18歳未満の方、又は65歳以上の方がいる場合(※1) ③市県民税の課税対象所得(※2)の世帯合計が348万円以下である場合	35万円又は工事費のいずれか少ない額 (市の補助+県の補助)

※1 令和5年4月1日現在で満18歳未満の者、令和6年3月31日時点で満65歳以上となる者

※2 総所得金額等から各種所得控除を差し引いた額(課税標準額)

※3 浄化槽を使用していた、土地や建築物等の状況で工事が困難だった等の理由があった方

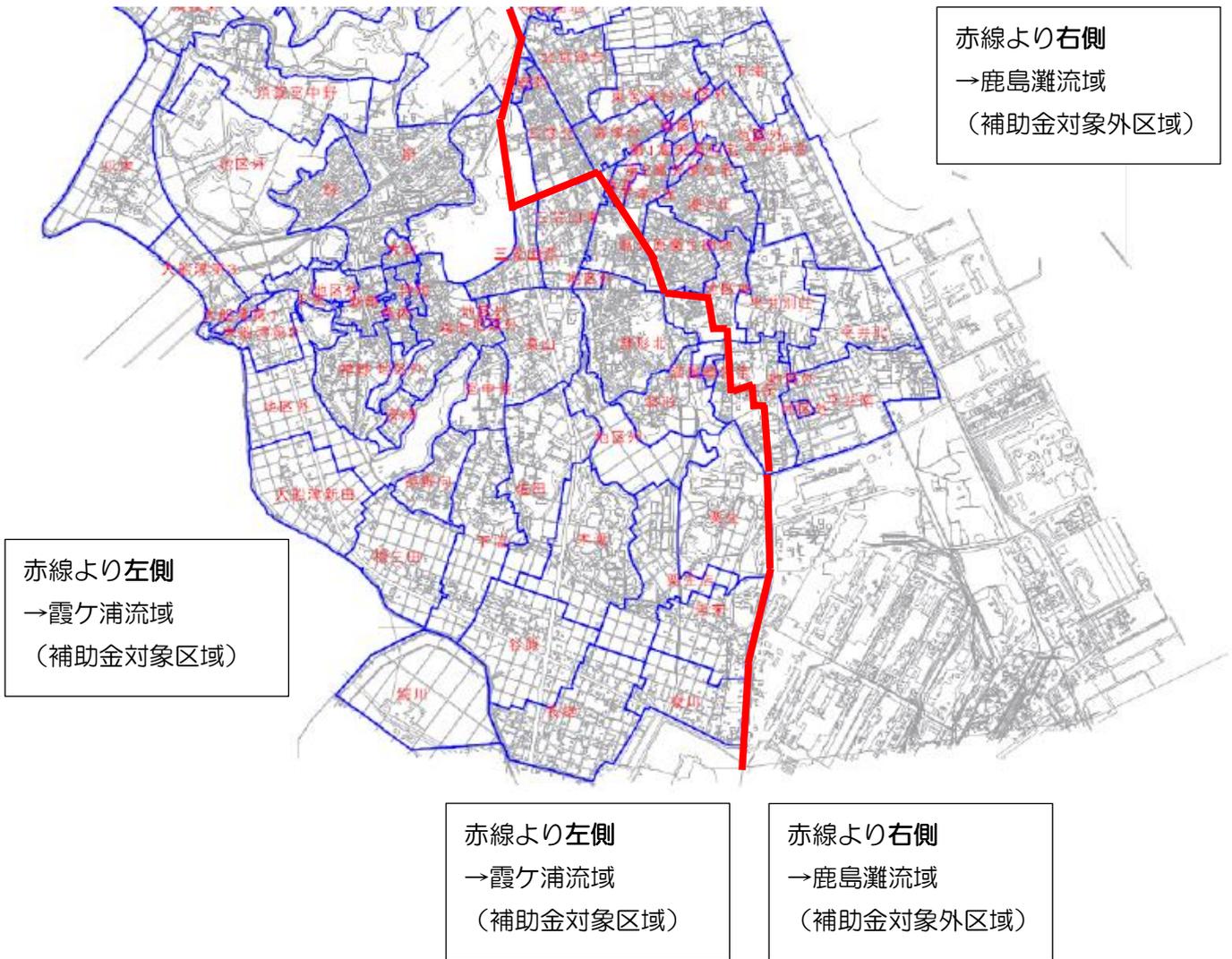
### ◆排水設備工事のお申込みは指定工事店へ

鹿嶋市では、下水道への接続工事を安心して行っていただけるよう「鹿嶋市排水設備指定工事店」を定めています。「排水設備指定工事店」は基準にあった必要技術を有するとともに、工事に必要な諸手続きを代行してくれます。工事を「排水設備指定工事店」以外で行うと無資格工事となり、やり直しや罰則が課せられますのでご注意ください。

<問合せ先>  
鹿嶋市都市整備部下水道課  
TEL:0299-82-2911  
(内線 441~443)

(裏面もあります)

●参考地図



霞ヶ浦流域に該当する地域

- ・鹿島地区の全域
- ・三笠地区(三笠山西・三笠山東・下津ヶ丘・東山)の一部
- ・高松地区(木滝・粟生店・国末・長栖・谷原・下塙・佐田)の一部
- ・鉢形地区(鉢形北・鉢形・平井丘)の一部

<注意>

一部、下水道の範囲外の区域、放流先が霞ヶ浦流域ではない区域、供用開始されていない区域のため、補助金の対象外となることがあります。

区域の確認や補助金の内容など、詳しくは鹿嶋市下水道課までお問合せください。

<問合せ先>  
鹿嶋市都市整備部下水道課  
TEL:0299-82-2911  
(内線 441~443)